

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度		包括外部監査分		(長野市長分)	
指摘事項		当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
(5) 委託契約について【意見】 (報告書72ページ)	放課後子ども総合プラン事業を委託し運営しているが、受注者からの申し出により受注時の予算と、実績との差額を事業完了後に返還を受けている。ひとつの事業者からは、1億79百万円(82施設運営のため、1施設平均にすると2百万円)、もうひとつの事業者からは5百万円(2施設運営)である。返還の主な内容は人件費であり、施設の運営職員を確保できなかったことによるが、人員不足により質の低下につながりかねない。 業務内容が高度化し、また、人員を確保しづらい勤務時間帯でもあることから、人員を確保できていない個々の施設の理由を分析し、人員不足解消につなげることができるよう、賃金や雇用条件の検討を行うことが望まれる。	中山間地域では、地域の人材が不足しており必要な人員の確保が非常に難しい状況にある。 一方で、市街地では賃金の引き上げや雇用条件の見直しによって応募者の増加が期待できることから、引き続き事業者と連携し、職員の処遇改善や、多くの職員が扶養の範囲内としている雇用形態の見直しができないかなどの検討を進めていく。	時給単価の引き上げによる処遇改善を実施した。また、特別支援教育支援員に加え、学校司書のプラン施設との兼業及び退職教職員のプラン施設での勤務について校長会で依頼するとともに、ハローワークや就職セミナーなどの各種イベント等を活用して広く職員を募集した。	こども政策課	
1.13 こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場 (1) 開館時間について【意見】 (報告書82ページ)	篠ノ井こども広場の開館時間について、指定管理者から開館時間の1時間前倒しの要望が平成31年4月30日付の事業報告で行われている。1時間前倒しの趣旨は、利用時間に偏りがあり、午前中は施設の許容量を超える利用者で、子どもの年齢により運動量の違いが激しく、危険が伴っていることから、午前中の時間を拡充し利用者の分散による安全対策である。 指定管理者及び利用者の状況を継続して分析し、条例では、開館時間を午前10時から午後6時までと定めているが、状況に応じた適切な開館時間について検討することが望ましい。	こども広場が行った利用者アンケートでは、施設の開館時間について「現状のままでよい」との回答が7割、一方、「開館時間の前倒し」を要望する回答は3割であった。 また、8時30分や9時から開放している地域子育て支援センターにおいても、10時以前の利用者が少ないことから、現状では開館時間の変更は考えていない。	令和5年6月28日に指定管理者と協議を実施。 閉館時間をそのままに、開館時間を30分早める案を提示したが、指定管理者からは勤務時間が増えることから職員配置や勤務体制の調整が困難であるとの回答があった。 開館時間に併せて閉館時間も30分早めることについても検討したが、閉館時間間際にも一定数の利用者がいるため、サービス低下につながってしまうことから、現在の開館・閉館時間が妥当と判断した。	保育・幼稚園課	
1.18 福祉医療費給付事業 (1) 事業の持続可能性について【意見】 (報告書96ページ)	事業の成果・効果の測定指標に受診件数を用いている。平成30年8月に現物給付へ移行した影響を目標に取り込み、想定通りに運用しており評価できる。一方、乳幼児等の総医療費は48.7億円から53.2億円へ、給付額は6.4億円から7.6億円へ増加している。 福祉医療費により利用者の経済的・精神的な負担が軽減されるが、総医療費及び給付額の増額は、福祉医療給付事業の持続可能性に影響するため、「適切な受診への取組み」という指標も事業効果の検証の視点に取り入れることが望まれる。子や孫の世代まで制度の持続可能性を訴えるよう積極的な周知に取り組んでほしい。	福祉医療費給付事業は、公費負担等の医療補助、高額療養費や付加給付等を除いた、受給者の保険診療の一部負担金のうち、自己負担分を支給している。 適切な給付を行うため、制度の周知を行うことは必要であるが、「適切な受診への取組み」は、医療機関等も含め各保険者等が行うべきものとする。 制度の持続可能性については国の制度改革等、総合的な見直しが必要であり、県の補助拡大も含め働きかけを継続していく。	子育て支援の一層の充実を図るため、令和6年1月診療分から子どもの福祉医療制度の対象範囲を「中学3年生まで」から「18歳年度末まで」に拡大した。これにより、給付額は増加するが、県においても、令和6年度から通院の補助対象を「小学校3年生まで」から「中学校3年生まで」に拡大する見込みである。 現在、子育て支援を取り巻く自治体間での競争が顕著となっていることから、全国一律の医療費助成制度の創設と十分な財政措置について、国に働きかけるなどの動きも出ている。 引き続き、適正な予算執行に努めるとともに、国や県の動向を注視していく。	福祉政策課	

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度		包括外部監査分		(長野市長分)	
指摘事項		当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
3.3 敬老祝事業 (1) 事業内容の見直しについて【意見】 (報告書179ページ)	過去の敬老祝事業の実施状況の推移のとおり、高齢者の人口増加に伴い対象者の増加が今後も見込まれることを踏まえると市の財政を逼迫する可能性も考えられる。 また、本市の平均寿命は、男性82.3歳、女性87.8歳(出所:平成27年度市町村別平均寿命(厚生労働省))であり、いずれも80歳以上となっていることから、77歳を対象者とする点については、長寿を祝うという点においては事業の趣旨にそぐわない感も否めない。 他市の状況、市の財政状況といった社会情勢及び事業趣旨の観点から本事業について対象年齢の引き上げといった見直しが望まれる。	対象者が多く、職員及び祝品の調査・伝達を行う民生委員の事務量の負担が大きい88歳(米寿)敬老祝について、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で伝達方法を対面から郵送に変更した。 今後も郵送の方法とした場合のコスト削減効果や高齢者の心情的影響を検証し、写真撮影事業を含む敬老祝事業全体として、内容の見直しを検討する。	高齢者写真撮影事業は、市民からの評判も良く、生きがいづくりに繋がると考えられるため、廃止等の検討はしていない。また、本事業は長野市営業写真館協会と共同で実施しており、平成29年度の増額以降、補助金に関する要望はない。 敬老祝事業全体としては、今後も増加が見込まれている88歳(米寿)について、令和5年度から祝状形式からメッセージカード形式にし、各個人の宛名をなくすことで、祝事業の主旨を継続しつつも、事業費削減及び事務量削減を図った。 さらに令和6年度からは、個人情報の記載がない部分(送付書類の印刷及び封入・封緘等)の外部委託化を予定するなど、見直しを進めている。	高齢者活躍支援課	
3.4 ながのシニアライフアカデミー運営事業 監査の結果 (1) 規約等の整備について【意見】 (報告書181ページ)	本事業の運営は、ながのシニアライフアカデミー規約を根拠として運営がなされており、市と大学が共同で行う事業である。しかし、現在の当該規約には、入学の申請時期や受講料の納入時期が明記されておらず、また入学願書等の雛型といった各種関係書類の様式等の記載がない。本年度は受講生の募集を行わず、運営内容を検討することであるが、運営内容とあわせて、他課や他事業の要綱、規約やマニュアル、内規を参考にするとともに、大学とも協議を重ね、規約等の整備をさらに推進することが望まれる。	令和3年度の受講生募集に際して、規約の整備を行う。	令和4年度に規約を見直し、申請書の様式及び受講料の納入時期を定めた。	高齢者活躍支援課	
3.6 老人憩の家(愛称:いこいの家) (1) 利用券申込書の管理について【意見】 (報告書186ページ)	現在、支所において発行された利用券申込書については、次のいずれかの方法により管理することとなっている。 ①利用券交付簿へ転記し、利用券申込書はシュレッダーにて廃棄 ②利用券申込書をそのまま保管し、一定期間保管後シュレッダーにて廃棄 ※支所の人員体制により支所ごと管理しやすい方法を選択している。 利用券申込書は利用券交付の根拠となる重要な書類である。したがって、例えば、利用券申込書原本の保存及び利用券申込管理簿への転記を行い、一定期間経過後に原本をシュレッダー処理する管理方法に統一して運用の方が適切ではないだろうか。利用券申込書の管理方法について、上記の方法を含め、今一度、最適な管理方法について検討することが望まれる。	今後、支所において統一した利用券申込書の管理ができるよう検討する。	令和4年度に、支所での老人憩の家利用券申込書の管理方法について検討し、一定期間保管後に本課において保管するよう統一した。	高齢者活躍支援課	

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
<p>3.9 高齢者授産施設就労奨励金支給事業 (1) 利用者の満足度向上について【意見】 (報告書191ページ)</p>	<p>事業について制度利用者へのアンケート実施など利用者の声を聴く機会を設けていない。利用者からの要望はほぼないとのことだが、アンケートにより利用者の意見を聞く機会を設けることも利用者の満足度向上を図るためには有効な手段であると思われる。 利用者の満足度向上を図り、利用者にとってより有用な制度とするために、利用者へのアンケートを実施して、積極的に利用者の声を吸い上げることが望まれる。</p>	<p>施設長等は、利用者の奨励金申請書や受領書を定期的に提出するため、市との連絡を取っていることから、このような機会を利用した聞き取りを検討する。</p>	<p>令和5年度から、施設長あてに要望等についてアンケート形式の調査を実施した。 使用している交通用具により各個人ごとの奨励金が異なるため、制度全体の要望として施設長あてに実施したが、アンケートには利用者からの意見を記載する欄を設け、利用者からの要望等も併せて調査をした。 今後は、要望内容について、同様に授産施設に係る奨励金制度のある関係課と協議しながら検討していく。</p>	<p>高齢者活躍支援課</p>
<p>3.12 介護予防・日常生活支援総合事業(移動支援サービス) (1) 利用者のニーズの把握について【意見】 (報告書199ページ)</p>	<p>移動支援サービスは、サービスDとして厚生労働省より訪問型サービス類型のモデルケースとして例示されている。総合事業開始時、市では他のサービス類型(AからC)の導入を優先して検討し、移動支援サービスの導入は積極的に検討されなかった。 介護予防・生活支援サービスは介護保険特別会計で行われており、利用者は要介護認定の要支援相当の人が想定されている。国のガイドラインによって、利用者の半数以上が要支援相当の人であれば、間接経費部分のみがサービス提供団体への補助金交付対象として認められているが、サービスDの提供のみでは地域住民のニーズを満たすことは難しいと考えられる。また、モデルケースにおける実施方法は住民主体サービス(ボランティア主体によるサービス)に準じているため、地域住民の理解や協力が欠かすことができず、導入には時間を要するサービスでもある。 このため、第五次長野市総合計画やあんしんいきいきプラン21に実施事業として記載はあるが、現在、地域包括ケア推進課を中心として、長野市社会福祉協議会、交通政策課、障害福祉課等と連携し、導入に向け検討中である。本市において支援を希望する者は多いことは住民意見交換回答で明らかになっている。 移動支援サービスは、今後特に需要の高まるサービスとして、早急に制度設計を進めていく必要があると思われ、地域住民の意見等もよく踏まえた上で、導入に向けた重点的な協議と、早期の実施が望まれる。</p>	<p>本市では、市社協が主体となり、地域住民の有償ボランティアが移動支援サービスを提供する「地域たすけあい事業」を実施している。今後、総合事業のサービスDとして介護保険財源を活用することを含め、各関係者と協議を進めたい。</p>	<p>住民の様々なニーズに対応した移動支援サービス等の充実については、その他の生活支援サービスに位置付けた地域たすけあい事業の支援内容の拡充を地域の実情に応じて進めており、令和6年2月時点で、6地区において住民によるマイカー等での移動支援を含めた新たな生活支援サービスの提供が始まっている。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度	包括外部監査分	(長野市長分)		
指摘事項		当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>3.13 ひとり暮らし高齢者友愛活動事業 (1) 補助対象の明確化について【意見】 (報告書201ページ)</p>	<p>ふれあい会食を月に1回程度実施し、かつ自宅訪問活動も行うボランティア団体の実績報告書等提出書類を閲覧したところ、ふれあい会食に定期的に参加することになったため自宅訪問活動の対象者から除外する団体と、ふれあい会食に参加していても自宅訪問活動を行っている団体があり、対象者の扱いに差異が見られ、後者には自宅訪問活動の補助金が交付されていた。 自宅訪問活動は日常的に地域活動または地域行事に参加する者を対象者としていないが、「日常的に」の程度があいまいである。補助金交付対象には月1回以上の訪問実績を要すとしていることから、ふれあい会食等の行事に月1回参加している者は対象ではないとも考えられるが、その解釈については統一し、各団体へ通知すべきである。 介護予防・日常生活総合事業の実施により、各地区で体操やレクリエーションを行うはつらつ倶楽部の数は大幅に増加し、平成29年度よりいきいき通いの場事業も実施され、今後高齢者の社会参加の場は増えていくと予想される。現時点で対象者要件について高齢者毎に個別の確認は行っていないとのことだが、現在の対象者が対象から外れるケースが増えれば、補助金の必要性の観点からの確認も必要となろう。自宅訪問活動の意義や重要性が変わるものではないが、その対象者の定義と確認方法については検討すべきである。 自宅訪問活動対象者の定義と運用を統一し、確認方法につき検討することが望まれる。</p>	<p>補助対象についてはこれまでも実績報告の際に要件を団体に伝えてきたが、その解釈の曖昧な部分について、補助対象団体から意見を聴取して集約のうえ、あらためて通知していただくことを検討する。 いきいき通いの場事業と本事業の対象者は異なるが、社会参加を促す事業という意味では対象が重複する場合も考えられることから、今後の検討課題として捉えている。 また併せて、対象者を行政が特定する補助制度ではなく、住民が主体となった通いの場(総合事業B)へ統合していくことも検討する。</p>	<p>事業の目的である「高齢者の孤独感の緩和」がより図れるよう、また、活動者の負担軽減を図り、事業が今後も継続して実施されるよう検討を行った。 検討した見直し(案)について、令和5年度社会福祉審議会老人福祉専門分科会にて協議いただき、内容(補助対象者の見直し、食費限定の補助の見直し、自宅訪問の負担軽減等)について承認された。令和6年度から、見直し後の友愛活動に変更する。 なお、令和6年度以降の内容については、令和5年度の友愛活動実施団体に案内を送付するほか、Q&Aや手引き書を作成し配布することとしている。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>
<p>3.17 配食サービス (1) 事業の見直しについて【意見】(報告書210ページ)</p>	<p>配食サービス事業は、民間事業者がサービス対象としない中山間地域でお弁当を届け、安否の確認を行うサービスである。唯一地域で実施可能な受託者によって実施されるが、利用希望者が多く、受託者の厨房設備のみでは製造できるお弁当の数に限界があり、希望者全員に希望通りのサービスを提供できず、配食の調整を行っている。配食サービス事業は懸案事項とされているが、有効な改善策は打ち出せていない。また、季節ごとに大きく異なることだが、年間を通してなどの需要量や供給量については把握できていない。 本市は市域が広く、特に都市地域と中山間地域では大きく事情が異なる。都市部の高齢者が当たり前に享受できるサービスを、中山間地域の高齢者は享受できないのであれば、そこに公金を手厚く支出しても、公平性に反することではないと思われる。 民間事業者が中山間地域で配食サービスを展開できるよう補助金制度を創設するなど、高齢者の生活に対する支援の在り方を様々な面から検討することが望まれる。</p>	<p>今後の配食サービスの需要に注視するとともに、配達拠点までの弁当配送に民間のサービスを利用し、拠点から利用者への配達を市が別に委託するなど、地域の実情に応じた持続可能な事業の在り方を検討したい。 また、現在の利用料が1食当たり300～400円と民間配食サービス(約600円程度)より格安であることは是正も視野に入れ検討する。</p>	<p>現在、配食サービス事業を実施しているのは1地区のみであり、今年度、全利用者の実態把握調査を行った。その結果、介護保険サービス利用等、個別に、本人、親族、ケアマネジャー間で調整を行い、今年度末には利用者がいなくなる見込みである。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
<p>3.18 訪問理容・美容サービス事業 (1) 利用者のニーズの把握について【意見】 (報告書212ページ)</p>	<p>訪問理容・美容サービス事業の利用者数は以下のとおりである。</p> <p>※表は省略</p> <p>利用者数は年々低下傾向にある。主な要因として、デイサービス等の利用時に同様のサービスが受けられる機会が増えているためと推測しているが、その原因については把握できておらず、理容・美容組合から訪問理容・美容サービスの利用者数低下を危惧してアンケート調査実施の申し出があったが、組合側の準備が整わない、利用を希望しない者にアンケートを実施することは困難との理由から、未実施である。確かにアンケートの実施方法については検討を要するが、利用者数低下の原因を特定できていない現状から、事業の課題を洗い出し、改善点を見つけるためのアンケート調査は不可欠である。</p> <p>訪問理容・美容サービス事業についてアンケート調査を実施するなどして改善点の把握に努めることが望まれる。あわせて、自己負担額の在り方など制度の目的に応じた受益者負担についても研究することが望まれる。</p>	<p>利用者数の低下については、施設における理美容サービスの現状等について理美容組合等と意見交換し、ニーズの変化等について把握を進め、自己負担の在り方については、適正な市の助成を「理美容事業者が訪問に要する経費」とする考えのもと、理美容組合等と協議を行い、見直しを実施する。</p> <p>なお、組合としてアンケートを実施したい場合にはその内容等について相談、支援を行っていく。</p>	<p>令和5年度から申請方法を変更し、利用しやすい制度としたことで利用者の減少に一定の歯止めがかかった。</p> <p>この仕組み変更を踏まえ、令和6年度に理容・美容組合と意見交換、調整のうえ利用者アンケートを実施していく。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>
<p>3.19 在宅福祉介護料 (1) 事業の廃止について【意見】 (報告書214ページ)</p>	<p>平成12年4月の介護保険制度導入時、介護の社会化が重視され、家族に対する現金給付は家族介護の固定化を招くという理由で導入されていない。在宅福祉介護料に類似の事業は多くの自治体で実施されていたが、介護保険制度の導入を契機に廃止・縮小を行っている自治体が多い。本市の在宅福祉介護料事業は現在まで継続しているものの、支給金額の減額、支給対象の縮小が続いている。例えば第1種介護料については、平成12年度135,000円から繰り返し見直され、平成21年度より現在の35,000円まで縮小された。継続することにつき、施策として特段の積極的理由を持ち合わせていることもなかった。</p> <p>また、長野市在宅福祉介護料支給条例第9条は、受給者は介護に努めることとしているが、申請から支給決定までの事務手続きマニュアルの検証、質問をしたところ、現在の方法では介護者が実際に介護していることの確認はできず、虚偽や虐待といった不適切な申請についても、形式要件を満たしていれば支給されてしまうことが確認された。担当課もこれを課題としており、制度上の問題ともしている。確かに1,000人を超す申請者全ての介護実態を確認する現実的手立てはなく、解決は難しいが、制度上、重大な欠陥であることは間違いない。</p> <p>在宅福祉介護料事業については、介護保険制度創設前の、家庭で介護せざるを得ない状況において開始された事業であるという経緯、その後、施設、在宅のいずれの介護サービスも大幅に充実し、誰もが介護サービスを選択できる環境が整ったことに伴う政策的整合性の点等を総合的に勘案し、廃止に向けて検討することが望まれる。</p>	<p>虚偽や虐待といった不適切な申請についても、形式要件を満たしていれば支給されてしまうことは懸案として捉えているが、介護者ひとり一人の実態を正確に把握し、個別に判断を行うことは困難である。</p> <p>令和2年2月3日開催、長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会において本事業の在り方について意見を求めたところ、「介護者の励みになっている面もあり継続が望ましいのではないか」との意見があった。</p> <p>単純な廃止ではなく、在宅の要介護者が住み慣れた地域で生活することを支援する、より適切な制度への転換も視野に入れ廃止も含めた見直しを検討していく。</p>	<p>介護者ひとり一人の実態を正確に把握し、個別に判断を行うため、必要な場合にはケアマネジャーに事実確認する等の対応を行っている。</p> <p>令和3年5月28日の老人福祉専門分科会において制度の見直しについて説明を行った際には現行制度の継続を求める意見を受けているが、引き続き、事業の在り方を検討していく。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>3.24 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (1)時流を踏まえた事業の見直しについて【意見】 (報告書224ページ)</p>	<p>高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業は、昭和62年より国が推進するシルバーハウジングプロジェクトに基づいて実施されている。生活援助員が常駐して安否確認や一時的な家事援助を行うが、現在では介護保険制度による通所サービスの充実、さらに平成28年より開始した生活支援体制の整備と地域作りの推進により、支援の枠組みは整っているため、代替サービスによる支援の継続が十分に可能である。また、居住者は制限なく介護サービスを受用できることから、サービスが重複する可能性もある。事業の予算は大部分が生活援助員の人件費であるが、利用が居住者に限定されるサービスのために専属の生活援助員を常駐させる費用対効果も相対的に低下しており、事業の継続について必要度は低い。 しかし、事業の見直しについては住宅マスタープランとの整合を図る必要がある。また居住者の同意も必要であることなど課題も多く、現在まで事業の見直しについての協議は実施されていない。 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業は、代替サービスの検討、募集停止や一般公共住宅への契約変更など、住宅課と連携しながら順次見直しを進めることが望まれる。</p>	<p>住宅課と協議のうえ、住宅マスタープランとの整合も図りながら、代替サービスとしての他の事業(例えば、緊急通報装置)や民間サービスの活用も検討し、事業のあり方を再考したい。また、入居時に一定の基準で判定を行うなど、福祉的な視点での入居基準を明確にしていくことも合わせて検討して行く。 なお、「居住者は制限なく介護サービスを受用できる」という御意見について、本事業は生活支援相談員による訪問や安否確認等の支援を行う事業であり、介護サービスを提供するものではない。入居者は必要に応じて、別途、介護サービス事業者と契約している。</p>	<p>制度の見直しについて住宅課の方針により、令和6年度以降、当面の間実施することとした。合わせて、休日・夜間の緊急時の通報について、シルバーハウジング独自のシステムを廃止し、独居高齢者緊急通報システムに変更することで緊急時の対応を充実することとした。</p>
<p>(1)子ども子育ての充実【意見】 (報告書242ページ)【提案1】 (報告書242ページ)</p>	<p>人口減少による少子化の問題は、長野市だけの問題ではなく全国的な問題としての認識がある。よって、長野市が独自に解決できるような特効薬となる施策があるわけではなく、一見すると個別事業は単独事業として成り立っているように見受けられるが、実は相互に連携されて初めて効果が期待できるものとなっている点に意識付けが必要である。他課あるいは他部署との連携は行われているが、常にこれを意識し、より効果の高い事業にしていく責任を負う。 そもそも子ども子育てに関連する個別事業は、長野市の政策からスタートし、政策から個別施策へ、個別施策から個別事業へとコマを進めるようなイメージである(第2章参照)。当然のことながら、個別事業を担当する課は複数の課にまたがっており、各課が効果的に動くには事業計画やマニュアル、実施要領等の指導書がないとスムーズな進行は果たせない。長野市行政改革大綱等により職員が減少する中業務をこなそうとする努力は認めるべきであり、ある程度効果が出るのに時間が必要なことも理解はできる。しかし即効性についても期待されるものであり、そのためにはどうあるべきかを検討する必要がある。 長野市行政改革大綱により自治体職員の減少も当然考えられるべきであり、多様化している子育て支援ニーズに応えるにはどうあるべきかを考えると、人材不足が課題として挙がってくると思われる。ならばその対処法として、やらないことを決め作業を絞ってみること、そしてその作業が補助金の活用や、業務委託等の手段により成立するかどうかの検証・対応をしてほしい。 なお、補助金は公益性が認められる活動を支援する事で、行政が抱える課題を解決するための有効な手段にはなりうるが、制度化してしまうと廃止することは難しく、社会情勢が変化しているにも関わらず、依然として既得権化されてしまう傾向にあるので留意されたい。</p>	<p>第七次長野市行政改革大綱では、本市の将来人口を見据えた行政運営を念頭に、職員数の減少も考慮しながら事務事業の見直しなどの改革に取り組んでいる。 特に事務事業の見直しについては、事業成果だけでなく、選択と集中による効果的・効率的な行政運営を推進すること目指した事務事業評価を実施している。 また、補助金、交付金等の制度についても、交付対象のほか交付期間等も含めた統一的なガイドラインの策定に向けた取り組みを進めている。 特に、子育て支援に関しては市民のニーズを踏まえた、第二期長野市子ども・子育て支援事業計画(計画期間：令和2年度～令和6年度)をスタートしており、今後も多様な施策の推進を検討する必要があることから、補助金等の制度構築に当たっては、事業効果のほか将来的な財政負担なども念頭に置きながら検討を行う。</p>	<p>人口減少に伴う行政サービスの担い手の不足が顕著になってくるが見込まれており、本市としても、事務事業の委託や補助金等の活用によって対応可能なものは順次切り替えを進めていけるよう検討を進めている。今後はDXの活用を含めた業務の効率化とともに、市職員以外が担える分野については積極的に業務委託の活用を進めていく。具体的な取組としては、市民窓口課の証明業務の民間への業務委託を令和6年1月に導入しており、今後当該委託の効果や課題を検証した上で、他業務についても業務委託等の取組を進めていく。</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度	包括外部監査分	(長野市長分)		
指摘事項		当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【(2) 高齢者福祉政策の見直し【意見】】 (報告書243ページ)</p> <p>ア 65歳から75歳までの年層に対する政策【提案1】 (報告書243ページ)</p>	<p>高齢化による高齢者への社会保障関係費は今後も増え続けていくことが予測され、逆に税収は減ることが予測される。この社会保障関係費は、現役の労働人口により支えられる一面を有しているが、人口減少による高齢化の進行は、将来においてこの関係性を崩すことに結び付く。つまり、今から何らかの手当てを講じなければ、社会保障関係の制度は維持できなくなる可能性がある。</p> <p>長野市では、「65歳＝高齢者」を改め、「75歳以上を高齢者」と呼ぶことを提言している。この提言は、高齢者施策の年齢要件等の変更を前提としたものではないとし、65歳を過ぎてからも元気に活躍しようという意識を持っていただくことを目指すとしている。人生100年と言われるように寿命が延びつつあるこの時代において、市の財政の健全化を視野に入れば、65歳から74歳までの年齢層に対する福祉政策について影響の少ないところから改善していくかねばならないと思われる。</p> <p>75歳以上を高齢者と呼ぶ提言は、時代に即したものであると思われる。また高年齢者雇用安定法により企業は希望者全員を65歳まで雇用することが義務付けられており、その後新たな人生を健康的に送りたいと考える市民が今後も増えるはずである。</p> <p>よって高齢化が長野市財政に与える影響を考慮すると、行政サービスの低下につながるような改善ではなく、65歳から74歳までの市民が望む行政サービスが何であるか、高齢者目線による行政サービスの要否を見極め、行政サービスのあり方も含めて再検討と研究が望まれる。</p>	<p>県、松本市とも協議を進め、年齢にかかわらず、希望に応じていきいきと活躍できる社会の構築を目指し、令和元年5月28日に「しあわせ信州 生涯活躍宣言」を県知事、県内市町村長と共同で発表した。これにより、75歳以上だけでなく、65歳から74歳までの市民も活躍できるよう努めていく必要がある。</p> <p>令和2年度は第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画の策定を進めることとなっている。策定に当たりニーズを把握するため、60歳以上の市民3,000人を対象にアンケート形式による調査を実施することから、調査結果を踏まえ計画策定時に行政サービスの要否について検討していく。</p>	<p>令和6年度からの第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画の策定にあたり、60歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施した。</p> <p>アンケート結果では、「どのような活動に参加したいか」の問いに対し、65歳以上70歳未満では約5割の方が、70歳以上では3割から4割の方が「趣味・娯楽活動」「体操(運動)スポーツやレクリエーション活動」に参加したいと回答している。また、まちづくりアンケートの「行政施策の優先度」でも、55項目中、「高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進」が、60歳代、70歳代では第7位、80歳以上では第4位となっていることから、引き続き実施していく。</p> <p>なお、老朽化が進んでいる施設等については、統廃合などの見直しの方向性を計画に記載する。</p>	<p>高齢者活躍支援課</p>
<p>【提案2】 (報告書243ページ)</p>	<p>65歳から74歳の市民が望む行政サービスの一つに、まだまだ元気で働ける意欲ある者への職場の提供があると思われる。市の所有する公共施設の休館日や閉庁日に従事することで、施設利用者へのサービスの向上を図りつつ、従事する高齢者には社会に必要なとされる意識を持つことで、寝たきりや認知症の予防効果も期待でき、結果的に医療費等の減少にもつながると考えられる。当然、公共施設の中には、指定管理者や業務委託先も含まれるが、これらの施設についても同様に休館日等の対応をすることによって、市側の立場をより明確に主張したサービスの提供に心がけるきっかけとなる。</p> <p>よって、65歳から74歳の働く意欲のある市民に対し、市が手本となるべく公共施設等を活用するなど、働く場・就労の機会の提供を検討されることが望まれる。</p>	<p>健康寿命延伸・フレイル予防の取組の一環として、令和元年度はシニア就労支援セミナーを開催し、就労を希望する高齢者の就労意欲を更に高めるとともに、人材を求める企業とのマッチングを行った。また、令和2年度は、商工観光部と連携し、生涯現役促進地域連携事業に取り組み中で、幅広く高齢者を集めてキャリアプランニングにつながる講演会や困りごと相談会等を開催して就労への意識付けを行って上記セミナーに誘導し、より多くの高齢者に就労の機会を提供していく。</p>	<p>企業向けの高年齢者雇用を啓発するセミナーや、高齢者向け就労支援イベントを実施し、就労機会を提供している。</p> <p>今後も、高齢者の就業機会を広げ、社会参加を支援していく。</p>	<p>高齢者活躍支援課</p>
<p>【提案3】 (報告書244ページ)</p>	<p>既に受益者がいるなかで、事業を継続していることは理解できるところであるが、行政経営資源が限られている中で、在宅介護者に対する支援について「どこまで」「どうやって」事業を組み立てていくかについて検討が必要である。</p> <p>そのためにも在宅介護者支援の在り方全体の整理が求められる。</p>	<p>見直しが必要な事業については、老人福祉専門分科会に意見を求め、限られた財源のなかで、有効な事業となるよう、継続して方策を検討していく。今後は、事業の統廃合も含めて、2040年問題を見据えた、持続可能な事業への転換が必要であると認識している。</p>	<p>見直しが必要な事業については、老人福祉専門分科会に意見を求め、限られた財源のなかで、有効な事業となるよう、継続して方策を検討していく。</p> <p>令和6年度から重層的支援体制整備事業の実施に伴い、関係事業が整理されるが、他の事業の統廃合も含めて、2040年問題を見据えた、持続可能な事業への転換が必要であると認識している。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【提案2】 (報告書245ページ)</p> <p>住み慣れた地域で暮らし続ける意義は大きい。そこに住民の連帯や役割分担があれば、尚更の事住みやすさも増大すると思われる。 しかし、安定した就業先がなければ生活も困難となる。これらの不安から出産、育児、教育に対して消極的になる若い世代が存在することになる。特に女性の場合、仕事を持っていると、尚更の事職場復帰は難しいと考え消極的になるのも理解できる。こうした不安を払拭するような子育て支援に応えるには、やはり保育の充実である。保育の充実は出産・育児を考える女性にとって大きな安心と希望を与えることができる。例えば、延長保育や夜間保育、休日保育といったニーズに応えるには、それなりの人材が必要である。しかし、長時間保育の拡大は保育士の激務を意味し、保育士が不足する中で疲弊による労働環境の悪化へとつながりかねない。 今後において、生涯現役の活力ある高齢者が増えることで、地域コミュニティ保育のような子育てという地域貢献の方法を具体的に提案することで、社会参加する高齢者が増え、社会課題の解決に寄与することになる。それは専門家の指導の下に65歳以上の方々に育児経験を活かして活躍してもらおう。当然、それに見合った賃金を支払うのだが、生きがいを持って仕事をしてくれるであろうし、子どもという社会の財産を通したつながりが、世代をつなげるきっかけになると期待する。</p>	<p>対象になる世代の就労する場の選択肢として認知されるよう、実施している就労セミナーでの周知を図るなど、現在取り組んでいる事業の中に取り入れていきたい。</p>	<p>令和4年度に生涯現役促進地域連携事業としての国の補助は終了したものの、企業向けの高年齢者雇用を啓発するセミナーや、高齢者向け就労支援イベントは引き続き継続し、就労機会を提供している。 今後も、高齢者の就業機会を広げ、社会参加を支援していく。</p>	<p>高齢者活躍支援課</p>